

## 2019年わたりふるさと夏まつり縁日会場出店要項

### 1. 目的

2019年わたりふるさと夏まつり（以下、「夏まつり」という。）における出店等に関して、健全な運営を図るため、出店エリアを明るく衛生的なものとし、出店者及び来場者の安全を確保するとともに、暴力行為等を排除するために必要な事項を定める事を目的とする。

### 2. 開催日時・場所

日 時：令和元年8月15日（木） 午後1時～午後8時30分  
場 所：鳥の海公園 縁日会場

### 3. 出店資格

出店を申込出来る者は①～③のいずれかに該当し、かつ④及び⑤を満たす者とする。

- ①巨理町内で飲食に係る店舗を営業し、かつその店舗名で出店できる事業者
- ②巨理町内を主たる活動拠点としている団体
- ③実行委員会が認める団体
- ④暴力団と関係を有していない団体
- ⑤この要項及び実行委員会の指示に従う事を約束出来る団体

### 4. 出店条件

- ①出店申込書及び出店誓約書に必要事項を記入し、令和元年7月12日（金）までに申込むこと
- ②実行委員会が主催する説明会等には必ず出席すること（欠席の場合は出店取消）
- ③巨理町内を主たる活動拠点としている団体は、規約・役員名簿等を提出すること  
※出店審査のために、追加資料の提出をお願いすることがあります
- ④販売に必要な機材は、全て出店者の責任で準備し持ち込むこと。  
（発電機、プロパンガス、冷蔵庫、冷凍庫、電熱器、照明器具、のぼり等）  
※火気・電気を使用する場合は、別紙ブースレイアウト図を出店者説明会（7月22日）までに提出すること。
- ⑤出店に掛かる設営は午前11時までとし、設営の確認を午前11時から行い、完了していない店については、許可を取消す場合もあります
- ⑥販売は、出店責任者が責任を持って行うこと
- ⑦出店責任者は、営業時間中は店舗に常駐すること
- ⑧出店料は、1コマ（3.6m×5.4m）10,000円とし、出店者にはあらかじめ希望コマ数を確認する。但し、出店コマ数は最大2コマまでとしますが、出店者数により調整させていただく場合もあります  
テントは事務局が準備するものとする  
キッチンカーでの出店は1台につき10,000円とする
- ⑨呼び込みスピーカー等の使用を禁止する
- ⑩販売ゴミは、各出店者が店頭で各種ゴミ入れ（缶・ビン・燃えるゴミ）を用意し、夏まつり終了後持ち帰ること
- ⑪売場周辺の清掃は、夏まつり終了後出店者全員で実施すること  
また、翌日午前6時から出店者は1コマにつき1名以上で会場付近を清掃すること  
なお、清掃に参加しない出店者は、次年度の出店は認めない
- ⑫出店搬出入に係る車両は1店舗1台とし、指定された駐車場に駐車すること  
なお、事務局で配布した『出店者駐車許可証』を確認しやすい場所に掲示している車とする

- ⑬仮設営業許可証や酒類販売許可等の出店に際し必要な届出は出店者が行う
- ⑭実行委員会発行の出店許可証や仮設営業許可証等は確認しやすい場所へ必ず掲示すること
- ⑮火器を扱う出店者は、1テント1本の消火器を必ず設置すること
- ⑯「出店者厳守事項」を守って営業すること
- ⑰夏まつり当日の出店取消については、出店料の返還はしないものとする
- ⑱その他不明な点は、実行委員会の指示に従うこと

5. 営業補填

夏まつりにおいて、天候その他の要因により出店者の販売、配布量、売上高、利益等の結果がいかになろうとも主催者は出店者に対し、それに関する補填は一切行わない。

6. 出店申込及び出店者の決定

申込のあった出店希望者は、出店資格を満たす申込者の中から出店者を決定するものとする。応募者多数の場合は審査会での選考となります。

7. 出店資格の審査

申込のあった出店希望者については、実行委員会・巨理山元商工会・巨理警察署が出店資格を全て満たしている者かどうか審査を行う。

8. 出店者決定

出店の可否については、令和元年7月19日（金）までにお知らせします。

9. 出店者説明会開催日時・場所

令和元年7月22日（月） 午後7時から  
巨理町役場西会議室

○申込先 2019年わたりふるさと夏まつり実行委員会事務局

巨理町観光協会（商工観光課）

〒989-2393 巨理町字下小路7番地4

Tel.0223-34-0513

窓口持参か郵送で申込みください。（電話・FAXでは受け付けておりません）